特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ

居住者が、確定申告をする配当所得（申告分離課税を選択したものを除きます。以下同じです。）のうちに特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得を有する場合には、その者のその年分の所得税額から、次の２により計算した金額を控除することができます。

なお、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除は適用できません。

１(1) 特定証券投資信託

特定証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）のうち、**特定外貨建等証券投資信託**以外のものをいいます。

(2) 特定外貨建等証券投資信託

特定外貨建等証券投資信託とは、外貨建等証券投資信託（注 1）のうち、外貨建資産割合（注 2）及び非株式割合（注 3）のいずれもが 100 分の 75 以下に定められている以外のものをいい、この収益の分配に係る配当所得については**配当控除を受けることはできません。**

なお、外貨建資産割合又は非株式割合が「制限なし」や「約款規定なし」等の場合は特定外貨建等証券投資信託に該当するため、配当控除を受けることはできません。

(注) 1　外貨建等証券投資信託とは、証券投資信託のうち、投資信託約款においてその証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、証券、その他の資産（以下「外貨建資産」といいます。）又は株式（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口を除きます。以下同じです。）以外の資産に運用する証券投資信託で、外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが 100 分の 50 以下に定められている以外のものをいいます。

2　外貨建資産割合とは、証券投資信託の外貨建資産の額がその信託財産の総額のうちに占める割合をいいます。

3　非株式割合とは、証券投資信託の株式以外の資産の額がその信託財産の総額のうちに占める割合をいいます。

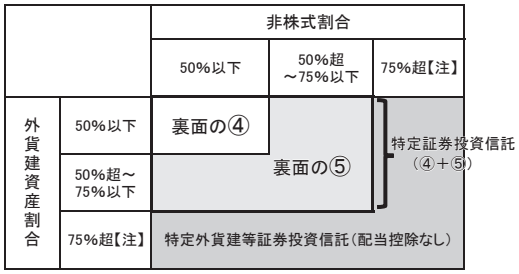

【注】「制限なし」や「約款規定なし」等と記載されている場合も該当

※　外貨建等証券投資信託‥‥④以外の部分

２　配当控除額の計算

特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合の配当控除額は、次の(1)～(4)に掲げる場合に応じて計算します。

なお、配当所得の金額とは、他の所得の赤字と損益通算する前の配当所得の金額です。

(1) 課税総所得金額（注 1）が 1 千万円以下の場合・・・次のイとロの合計額

イ　剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「剰余金の配当等」といいます。）に係る配当所得の金額 ×10%

ロ　特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額 ×5%

(2) 課税総所得金額が 1 千万円を超え、かつ、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得を控除した金額が 1 千万円以下の場合・・・ 次のイからハの合計額

イ　剰余金の配当等に係る配当所得の金額 ×10%

ロ　特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から 1 千万円を控除した金額に相当する部分の金額（A）×2.5%

ハ　特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち（A）以外の部分の金額 ×5%

(3) 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を差し引いた金額が 1 千万円を超える場合（(4) に該当する場合を除きます。）・・・次のイからハの合計額

イ　剰余金の配当等に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から 1 千万円と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額に相当する部分の金額（A）×5%

ロ　剰余金の配当等に係る配当所得のうち、(A) 以外の部分の金額 ×10%

ハ　特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額 ×2.5%

(4) 課税総所得金額から剰余金の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を差し引いた金額が 1 千万円を超える場合・・・次のイとロの合計額

イ　剰余金の配当等に係る配当所得の金額 ×5%

ロ　特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額 ×2.5%

(注) 1　課税総所得金額とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます。

2　特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、**外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る金額に対する配当控除率**は、課税総所得金額1千万円以下の部分については5%、課税総所得金額1千万円超の部分については2.5%が、それぞれ2.5%又は1.25%となります。

具体的な控除額の計算は、**裏面**の『**特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書**』により行ってください。